

6.医療区分2・3に該当すべき状態像に寄せられたご意見(有床診)

【宮城県】

- 1・胃瘻を造設している。
- 2・がん末期患者である。
- 3・経管栄養患者である
- 4・寝たきりで、認知症を有する患者である。

【秋田県】

- 1・寝たきりで経管栄養、喀痰吸引を行っているが、肺炎を繰り返す。
- 2・食事がほとんどできない状態。
- 3・肺炎、てんかん発作、狭心症発作、心臓発作などがある患者
- 4・骨粗しょう症等の疼痛患者
- 5・外傷患者

【富山県】

- 1・認知症があり、すべてに見守りが必要

【愛知県】

- 1・高次機能障害で、うつ、せん妄状態とは違う症状だが、常に見守りが必要な方
- 2・脳梗塞、心筋梗塞などの病名があり、病状は安定していても容態の急変がおきやすい患者
- 3・帶状疱疹による神経痛のために、持続硬膜外チューブをセットし、注入している状態。
- 4・脳梗塞後遺症等で、寝たきりの四肢拘縮の強い状態
- 5・末期がん患者であるが、疼痛の訴えもできないような場合(意識障害等)。麻薬等使用していないが、治療を行なっている状態の時。

【三重県】

- 1・疼痛管理を伴わないがん患者
- 2・慢性腎不全に対する食事管理の必要な患者(糖尿病も)
- 3・MRSA感染者(常に+)

【兵庫県】

- 1・胃瘻をしている場合

【鳥取県】

- 1・肺炎をおこしたり、尿路感染症になったとき
- 2・脳梗塞後遺症で、胃瘻を行っている人
- 3・脳梗塞後遺症で、四肢の硬直強く、オムツ交換、清拭困難
- 4～5・胃瘻管理の必要な患者(2)
- 6・褥瘡処置(1箇所で、Sher II、III)の必要な患者
- 7・経管栄養

【島根県】

- 1・胃瘻
- 2・寝たきり状態にて、頻回の体位交換が必要
- 3・認知症にて目が離せない状態
- 4・寝たきり状態にて、拘縮予防のためのリハビリ

6-②医療区分2・3に該当すべき状態像(有床診)

【岡山県】

- 1・悪性腫瘍
- 2・腰痛、膝関節痛などにてリハビリ、消炎鎮痛等処置の必要な患者
- 3・ADL区分3の患者さん(手厚いケアをして、安定した容態を保つよう努力している。拘縮や褥瘡が出来ないよう、又、感染症にかかるないよう、看護・介護ともに、人数と時間をかけてケアしているが、そうすればそうするほど、診療報酬が低くなる。納得できないし、経営もなりたたない。)

【山口県】

- 1・心不全高度で常に管理が必要。

【香川県】

- 1・血圧が不安定で、病院の管理が必要。

【愛媛県】

- 1・胃瘻管理、バルーン管理、衰弱で医学管理必須。多臓器感染
- 2・たとえば、インスリンの自己注射が必要な高齢者で家族の協力が得にくい場合(1日2-3回のインスリン注射が必要、血糖測定も頻回)

【高知県】

- 1・心不全があり、時に増悪を認め、酸素吸入等、全身管理を必要とする場合がある。

【福岡県】

- 1・リハビリテーションの期間を長くしてほしい。
- 2・心不全
- 3・脳梗塞後遺症、脳出血後遺症
- 4・夜間、せん妄による問題行動がたびたびあり、在宅に戻ることができない。
- 5・昼夜逆転し、日常的に不安定な心理状態にあり、足が立たず、リハビリも必要。
- 6・ADL3
- 7・超高齢の人
- 8・ADL2で、介護者なしでは、何もできないが医療区分2にはあてはまらず、介助を要する。

【佐賀県】

- 1・視力障害、歩行不能、インスリンの自己注射不可
- 2・腰椎椎間板ヘルニア、腰痛著しく歩行困難。1人ぐらし。
- 3・喀痰吸引に回数制限をするのはおかしい。
- 4・中心静脈だけが区分2になるのはおかしい。500cc以上行う場合は、時間、手間がかかっている。
- 5・褥瘡処置について1箇所でも区分2に。
- 6・骨折等で全介助の時でも区分1になるのはおかしい。
- 7・不明熱持続後で、回復期にはあるが、不安定。
- 8・家族での介護や通院での治療が困難。
- 9・糖尿病で毎日のインスリン注射を行っており、在宅では本人注射ができない。血糖チェックも必要。
- 10・脳梗塞、心筋梗塞の既往歴があり、全面介助を要する患者
- 11・血糖コントロールを要する。

【長崎県】

- 1・胃瘻

6-②医療区分2・3に該当すべき状態像(有床診)

【熊本県】

- 1・家族の受入れが困難で面倒をみる人がいない。区分1の報酬ではやっていけないので、一般病床に転換。
- 2・糖尿病、インスリン注射
- 3・膠原病で全身管理を併発。
- 4・心疾患の人で、現在病状は安定しているが、急変の可能性がある(以前、急変したことがある)
- 5・膀胱ろうのある患者で、管理が必要
- 6・尿路感染症、褥瘡を繰り返しているが、区分2では、尿路感染では、発熱、細菌尿、白血球尿すべてに該当する場合とある。また、褥瘡では、2箇所以上で区分2となっているが、手をかけて対応をきちんとやっていれば2箇所にはならない。
- 7・バルーン挿入中にて、尿路感染症の治療を実施した場合
- 8・せん妄状態がときどきみられる。
- 9・誤嚥による肺炎の可能性(時折の発熱)
- 10・容易に下痢症状をおこし、脱水状態へ移行する状況
- 11・認知症による徘徊及び不潔行為、他人に対する迷惑行為の激しい方。
- 12・容態急変の可能性有り。一定の医学的管理が必要。リハビリ等の必要性もあり、又一部患者は一般処置も施行している。
- 13・皮膚の剥離創の治療
- 14・ほぼ寝たきりで易感染性状態のため

【宮崎県】

- 1・慢性腎不全の老人で、透析導入前に相当する病状の方がいます。血清クレアチニン、尿素窒素、血清K、腎性貧血等の監視が必要で、食事療養(カロリー、食塩などの制限)を要します。透析が導入されたら医療費は膨大になり本人の負担も大です。医療区分3でも足りないくらいです。
- 2・喀痰吸引の必要な患者。
- 3・経管栄養の必要な患者。
- 4・留置カテーテルが設置されている患者。

【鹿児島県】

- 1・リウマチ患者は関節の変形、骨破壊等により、上下肢ほかの筋力低下により日常生活すべてにおいてやっと生活している。自分のことは自分で努力はぎりぎりまでやっている。
- 2・リハビリをしないと廃用症候群になりやすく、寝たきりになると思われる脳疾患のマヒのある患者。
- 3・脳血管障害で寝たきりの方
- 4・末期がんであるため、感染症を容易に併発する危険性があり、認知症も重篤で、常時介護を要する。
- 5・全面介助。特にせん妄、うつ状態がひどいなど
- 6・うつ傾向が強く、服薬を行っている。